

税理士情報ネットワーク

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

寄附金該当性をめぐる  
判決・裁決

依田 孝子〔大森〕

## はじめに

法人税法上、寄附金、拠出金、見舞金その他いずれの名義をもってするかを問わず、内国法人が金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与をした場合は、寄附金課税の対象とされます(法第37⑦)。

ただし、広告宣伝及び見本品の費用その他これらに類する費用並びに交際費、接待費及び福利厚生費とされるべきものは寄附金には該当しません。

今回は、寄附金該当性について争われた判決・裁決をTAINSで検索してみました。

## I 広告宣伝費

平24.1.31東京地裁判決  
(棄却)(原告控訴) Z888-1677

## &lt;事案の概要&gt;

眼科診療所を営む医療法人(原告)は、眼鏡及びコンタクトレンズの販売を目的とする関連法人(B社)が行った広告宣伝費の一部負担し、その全額を損金の額に算入しました。この事案は、処分行政庁が、広告宣伝費の一部負担は、寄附金に該当するとして更正処分等を行ったことから争われたものです。

## &lt;裁判所の判断&gt;

東京地裁では、次のとおり、寄附金に該当すると判断しました。

## 1. 広告宣伝費の範囲

ある法人の支出が当該法人の広告の費用(広告宣伝費)であると認められるためには、その支出の対価として提供された役務が、客観的にみて、その受け手である不特定多数の者に対し当該法人の事業活動の存在又は当該法人の商品、サービス等の優越性を訴える宣伝的効果を意図して行われたものであると認められることが必要である。

## 2. 共同広告と負担割合

① 本件広告宣伝に係る折込チラシ等

は、B社の宣伝的効果を意図して行われたものであり、原告の名称、その眼科診療所の名称、所在地、電話番号等の記載は一切存在しないことによれば、原告の宣伝的効果を意図して行われたものであると認めすることはできない。

② 折込チラシ等の辺縁部には、「…眼科専門医の指導による診察に基づき販売…」、「眼科クリニック同一フロア」などの広告宣伝文言が掲載されているが、客観的にみると、それらの記載は専らB社が販売し又は提供する商品又はサービスの優越性を訴える宣伝的効果を有するものであって、原告の事業活動の存在又は原告が提供する医療サービスの優越性を訴える宣伝的効果を意図するものとは認め難い。

③ そして、このことからすれば、本件広告宣伝は、客観的にみて、原告の広告宣伝としての性質を有しておらず、原告とB社との共同事業について行われた共同広告であるとはいえない。

④ 原告とB社との間において広告宣伝費の分担に関する取決めがされていたことは、本件全証拠によってもこれを認めるに足りない。

## 3. 寄附金該当性

本件広告宣伝費は、各事業年度の末において、Aグループに属する法人である原告及びB社の損益の状況を見ながら、その間の利益調節のために原告からB社に対し対価なくして譲渡又は供与されたものであって、原告からB社に贈与又は無償で供与された金銭又は経済的な利益であると認めことができ、通常の経済取引としては認めることができる合理的理由が存在しないから、本件広告宣伝費は法人税法37条の寄附金に該当する。

## II 仕入単価の変更

平21.8.21非公開裁判決  
(全部取消し) F0-2-359

## &lt;事案の概要&gt;

本件は、原処分庁が、審査請求人が

子会社からの仕入れの額を一括値増し又は単価の増額変更により増額したことは、子会社に対する寄附金に該当するなどとして法人税の更正処分等を行ったことから争われたものです。

## &lt;審判所の判断&gt;

① 法人税法37条の寄附金とは、その名義にかかわらず、金銭その他の資産又は経済的利益の贈与又は無償の供与のことであり、法人の事業に関連するかどうかを問わず、法人が行う対価のない支出をいう。

② 同一企業グループを構成している会社間の支出であっても、法人ごとの経済的実質に基づき、その対価性を判断すべきである。

③ 請求人は、同一企業グループを構成する子会社との間の仕入れ値増し及び単価設定に係る金額を部材の購入に係る対価として仕入金額に計上し支出したものであるが、部材の価格決定方法及び価格自体がいずれも合理的であり、仕入れ値増し及び単価設定に係る金額も対価の一部として合理的なものと認められること、並びに、その理由が取引価格の変更あるいは修正であることから、同金額は寄附金には該当しない。

## III 福利厚生費

平3.7.18裁判決  
(全部取消し) J42-3-05

## &lt;事案の概要&gt;

審査請求人(X社)は、グループ3社の共同社員旅行に係る負担額500,000円を福利厚生費として損金の額に算入しました。

原処分庁は、X社に専属する者として社員旅行に参加した役員2名はA社の役員をも兼ねていることからA社と折半することとして、X社の負担すべき額を算定し、本件負担額のうち351,889円は寄附金に該当するとする更正処分等を行いました。

## &lt;審判所の判断&gt;

審判所では、次のとおり判断し、更

正処分等の全部を取り消しました。

① 企業グループに属する関係会社が共同して行事を行う場合、その共同行為により生じた経費は、合理的な基準により関係会社に配分されることを要するが、その配分比率は、必ずしも算術的に平等である必要性はなく、合理的な理由がある限り傾斜配分することも認められると解される。

② 社員旅行の参加者1人当たりの費用の額は183,771円と算定されること、参加者のうちX社の業務に常時従事していた者は3名であること及び企画立案・手配等をA社が行っていること等の事実を考え併せると、上記3名の全員がA社の役員及び使用人を兼務しているとはいえ、本件負担額は著しく合理性を欠いた配分によるものとは認められない。

③ また、社員旅行は、従業員の福利厚生を目的とするレクリエーションとして社会通念上一般的に行われている程度のもので認められるから、本件負担額は、その全額を福利厚生費として損金の額に算入するのが相当である。

## おわりに

関連会社間で、費用等の負担をする場合は、寄附金の対象とならないように、予め合意に基づき合理的な負担割合を定めておくことがポイントになると思われます。

平成24年1月31日東京地裁判決における広告宣伝費の範囲については、新聞広告等を見る限り、厳し過ぎるような気がします。

TAINSで、寄附金に関する判決・裁決を検索する場合の漢字キーワードは、「寄附金」ですが、収録件数が多いので、さらに、「広告宣伝費」「福利厚生費」などで絞り込んでください。

収録内容に関するお問合せはデータベース編集室へ

TEL : 03-5496-1416

これまでのご経験と実績。  
顧問先の経営改善に、  
もっと活かすべきです。  
顧問先もそれを望んでいます。

MJSは強力ツールACELINK NX-Proと  
顧問先業務システムとの連携で全面支援。

提案型会計事務所へ、  
MJSがバックアップ!

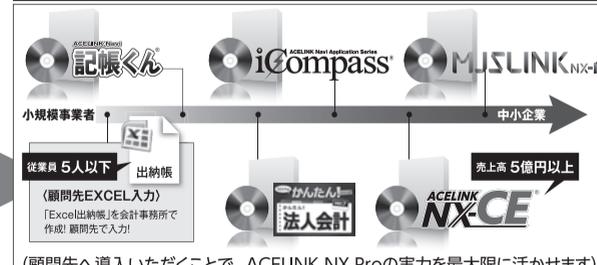
会計事務所向けERPシステム

ACELINK  
NX-Pro®

経営提案できる会計事務所へ。  
自計化を推進し、顧問先ニーズに迅速対応。

顧問先の自計化により、記帳代行業務から脱却することが提案型会計事務所への第一歩。ACELINK NX-Proは顧問先の業務システムとデータ連動して、自計化を効果的に推進します。さらにNX-Proなら、経営分析-決算予測-資金繰計画-利益計画のPDCAサイクルの確立により、実効性ある経営戦略の実施が可能。顧問先の視点から経営マネジメントを行うことで、実りある提案を実現します。

事業所・企業規模に合わせたラインアップ、MJSの顧問先向け業務パッケージ



(顧問先へ導入いただくことで、ACELINK NX-Proの実力を最大限に活かせます)



MJS

株式会社ミロク情報サービス  
東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル48階 〒163-0648  
TEL.03-5326-0381 FAX.03-3343-5789